

平成二十一年第一回垂井町議会臨時会

平成二十一年二月十九日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	墳	理	君
二	番	吉	野	誠	君
三	番	木	村	千	秋
四	番	栗	田	利	朗
五	番	広	瀬	文	典
六	番	奥	村	耕	作
七	番				
八	番	末	政	京	子
九	番	岩	崎	秋	夫
十	番	丹	羽	豊	次
十一	番	小	林	敏	美
十二	番	広	瀬	康	君
十三	番	衣	斐	弘	修
欠席議員	なし				

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	小	藪	鉄	男	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	三	浦	高	雄	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	若	山	隆	史	君
下	水	道	課	長	西	川	均	君
会	計	管	理	者	兼	江	崎	徳
会	計	課	長			西	村	昭
消	防	主	任			古	山	則
水	道	課	長			渡	辺	眞
教	育	課	長			興	慈	善
学	校	教	育	課	長	小	林	徹
生	涯	学	習	課	長	小	林	徹
事	務	局	長			高	木	一
書						久	保	田
書						三	木	弘
記						三	木	弘
子								

四 議事日程

平成二十一年第一回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十一年二月十九日（木）

午前九時

日程第一 議第一号 東谷林道災害復旧工事請負契約の締結につ

いて

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（丹羽豊次君） これより平成二十一年第一回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時一分）

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、会期は本日一日と決しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、三番木村千秋君、四番栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第一号 東谷林道災害復旧工事請負契約の締結について

議長（丹羽豊次君） 日程第一、議第一号東谷林道災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第一号東谷林道災害復旧工事請負契約の締結につ

いて、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る二月十日に指名競争入札に付しましたところ、山元・新和・新晃建設工事共同企業体 代表者、垂井町表佐二千百五十番地の一、有限会社山元産業 代表取締役山元ミチ子が落札いたしましたので、この者と七千九百八十万円で請負契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長並びに産業課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 総務課長小藪鉄男君。

〔総務課長小藪鉄男君登壇〕

総務課長（小藪鉄男君） 私の方からは契約関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、入札に至るまでの経過についてであります。今回の東谷林道災害復旧工事につきましては、平成十四年に施工いたしました垂井駅北広場整備工事を参考に、町内業者による共同企業体方式をとる方向で検討を進めてまいりました。去る一月九日の業者指名審査委員会では、この事例の確認及び検証を行い、入札方法は町内に本・支店が営業所がある業者三社による共同企業体方式を導入することとし、平成二十年度入札指名人名簿の土木工事業に搭載されており、元請としての施工実績がある業者、計二十二社を指名し、一月二十九日の正午を共同企業体結成届け出の締め切りとする共同企業体結成依頼の通知を一月二十二日にいた

したところであります。その結果、七つの共同企業体の結成届が提出され、翌三十日の指名委員会で、東谷林道災害復旧工事についてはこの七つの共同企業体を指名業者として二月十日に入札を行うこととし、各共同企業体の代表者あてに指名通知をいたしたところであります。

お手元の指名競争入札結果表をごらんいただきたいと思いますが、桐建・濃建・岩田工務店特定建設工事共同企業体、三浦・とみた・新栄建設工事共同企業体、桐山・酒井・藤井建設工事共同企業体、高木・岩田・ダイゼン特定建設工事共同企業体、山元・新和・新晃建設工事共同企業体、郷・平成・三谷建設工事共同企業体、タワダ・松栄・大計建設工事共同企業体、以上七つの共同企業体により入札を執行いたしましたところ、一回目に七千六百万円で山元・新和・新晃建設工事共同企業体花落札をいたしましたので、消費税等を含めた七千九百八十万円で、同建設工事共同企業体 代表者、有限会社山元産業 代表取締役 山元ミチ子と契約を締結することについて、今回、議会の議決をお願いするものであります。

なお、出資比率につきましては、有限会社山元産業が四〇%で、株式会社新和建設と株式会社新晃が三〇%となっております。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 産業課長若山隆史君。

〔産業課長若山隆史君登壇〕

産業課長（若山隆史君） 議第一号工事施工所管といたしまして産業課から補足説明をさせていただきます。

当案件につきましては、平成二十年九月二日から三日にかけての豪雨災害により被災した箇所でございます。林道総延長は二千九百九十四メートルでございます。幅員は三・六メートル。災害復旧の総延長につきましては、合計九百九十七メートルでございます。復旧場所につきましては、一号箇所から六号箇所まで、それぞれその中に工事場所が計三十三箇所ございます。主な工種といたしましては、擁壁工、舗装工、排水工、根継工などでございます。お手元に図面を配付してございます。参照していただければと思いますが、この赤字で書いてあります一号箇所から六号箇所まで、合計いたしますと三十四力所の工事箇所を設計では見ておりましたが、国の査定におきまして、二号箇所のその二につきましては査定ゼロということになりました。したがって、三十四力所ではなくて三十三力所という形になっておりますので、よろしくお願いたします。

それと、この工事の工期でございますが、国に対してこの工事がポリウムについての繰越明許を申請いたしておりますが、いまだにその申請承認がおりておりません。したがって、会計年度独立の原則に基づきまして三月二十五日の工期と現在段階はさせていただきます。ただ、三月初旬にはその承認がおりるやに聞いております。よろしくお願いたします。

また、あわせまして、今回九月二日・三日に起きた豪雨災害につきましては局地激甚の指定の内示をいただいております。ごさいますが、その補助率につきましてはまだ確定はいたしておりません。

以上、補足とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。（午前九時十二分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午前九時三十六分）

これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今回二十二社を指名されたということですが、町内業者ではA、B、Cと三つのクラスがあると聞いております。二十二社のその内訳、Aランクが何社、Bランクが何社というのを聞きしたいのと、それと今回落札されたのはどのクラスの方であるか、J Vのメンバーのランクをお聞かせください。

議長（丹羽豊次君） 総務課長小藪鉄男君。

〔総務課長小藪鉄男君登壇〕

総務課長（小藪鉄男君） 六番議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

今回二十二社を初めに指名し、その中で三社によるJ V結成という形になったわけですが、二十二社のうちAランクにつきましては八社であります。Bランクにつきましては四社であります。残りの、二十二社でございましたので、十社がCランクという形になります。

それと、今回、落札をいたしました共同企業体につきましては、Bランクが一社、Aランクが一社、Cランクが一社という形になっております。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第一号東谷林道災害復旧工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第一回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午前九時三十九分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 丹羽 豊次

議員 木村 千秋

議員 栗田 利朗